

## 第2節 学習評価の改善

### 1 「関心・意欲・態度」

「関心・意欲・態度」は、各教科が対象としている学習内容に関心を持ち、自ら課題に取り組もうとする意欲や態度を児童生徒が身に付けているかどうかを評価するものである。

評価に当たっては、各教科が対象としている学習内容に対する児童生徒の取組状況を通じて評価することを基本とし、他の観点と同様、目標に照らして「おおむね満足できる」状況にあるかどうかの評価を中心とする。情意的領域である「関心・意欲・態度」は教師の主観が入りやすく、評価が難しいと受け止められているが、教科の何に対する関心・意欲・態度なのかという評価の対象（評価規準）を明確にし、どのような児童生徒の学習状況が見られたときに、「おおむね満足できる」状況にあると判断するのか（判断基準）を決めることを明確にし、取り組むことが大切である。

具体的な評価方法としては、授業中の挙手や発言の回数といった表面的な状況のみに着目することにならないよう留意し、授業や面談における発言や行動等を観察するほか、ワークシートやレポートの作成、発表といった様々な学習活動を通して評価することが考えられる。また、児童生徒の自己評価や相互評価、予習・復習の状況の評価など多様な評価方法により継続的・総合的に行うとともに、ポートフォリオ評価やパフォーマンス評価などによる質的な方法によって評価の工夫改善を進める必要がある。

さらに、教科の特性や学習指導の内容等も踏まえつつ、ある程度長い区切りの中で適切な頻度で「おおむね満足できる」状況にあるかどうかを評価するなどの工夫を行うことも重要である。少なくとも単元レベル、時には1か月や学期を通して長期的に評価することも考えられる。

主体的に学習に取り組む態度は、基礎的・基本的な知識・技能及び思考力、判断力、表現力等を育むことと相互に関連し合って養われるものである。教師の指導により、学習意欲の向上は見られたものの、その他の観点について目標の実現に至っていない場合は、学習指導の一層の充実を図る必要があり、個人内評価を積極的に活用し児童生徒の学習を励ますことも有効である。

### 2 「思考・判断・表現」

「思考・判断・表現」は、それぞれの教科の知識・技能を活用して課題を解決すること等のために必要な思考力・判断力・表現力等を児童生徒が身に付けているかどうかを評価するものである。

各教科の基礎的・基本的な知識・技能を活用する学習活動において、思考・判断したことと、その内容を表現する活動を一体的に評価することが重要である。現行の学習指導要領での評価の観点「思考・判断」に「表現」を加え「思考・判断・表現」としたのは、言語活動を中心とした活動や児童生徒の作品等と一体的に行うことを明確にしたためである。このため、単に文章、表や図といった表面的に表されている現象や思考・判断の結果のみで評価するのではなく、基礎的・基本的な知識・技能を活用しつつ、各教科の内容に即して考えたり、判断したりしたことを、児童生徒の記録、要約、説明、論述、討論といった言語活動等を通じて評価することが重要となる。さらに、言語だけでなく、教科の特性に応じた表現に係る活動を通じて学習過程の評価を行うことも必要である。例えば、観察・実験の分析や解釈を通じ規則性を式や図、グラフ等を用いて表現していることを評価すること、児童生徒の作品を通じて構想や設計に係る工夫を評価することなどが考えられる。

このように、各教科の知識・技能を活用する、論述、発表や討論、観察・実験とレポートの作成といった学習活動を積極的に取り入れ、学習指導の目標に照らして実現状況を評価する必要がある。そのためには、授業中の発言の内容やノートの記述内容などを長期的に観察し、補助簿に記録するなど評価資料を蓄積し、児童生徒の思考・判断の過程を含め評価するようにする。また、習得した基礎的・基本的な知識・技能を活用して解く問題を用いて評価

を行うことも有益である。ただし、そのような問題を一定の制限時間内に解決し、記述できるかどうかのみを評価するものではないことに留意する必要がある。

### 3 「技能」

「技能」は、各教科において習得すべき技能を児童生徒が身に付けているかどうかを評価するものである。基本的には、現行の「技能・表現」で評価している内容は引き続き「技能」で評価することとなる。

新しい学習指導要領では、各教科の内容等に即して思考・判断したことを、その内容を表現する活動と一体的に評価する観点として「思考・判断・表現」を設定することから、当該観点における「表現」との混同を避けるため、評価の観点の名称を「技能・表現」から「技能」に改められた。例えば、算数・数学において式やグラフに表すことや理科において観察・実験の過程や結果を的確に記録し整理すること等については、現行の「技能・表現」において評価を行っているが、同様の評価は今後「技能」において行っていくこととなる。

「技能」（技能・表現）とは、一定の目的を達するための行動の仕方であり、読み・書き・計算をはじめとして、観察や実験、資料の活用、運動、器楽、絵画・工作等の表現を含めた各種技能を指すものであり、その目標の大部分は行動目標や到達目標として表すことができる。したがって、現行の観点を基に、新しい学習指導要領に即してそれぞれの教科において習得すべき技能を明確にし、評価計画を準備する必要がある。

「技能」のうち、読み・書き、作文、計算、資料活用の評価では、ペーパーテストや作品、プリント、ワークシート、ノートなどを活用することが考えられる。また、実験や観察、運動技能、製作等の評価では、漠然とした基準ではなく妥当性のあるチェックリストを用いたり、結果だけでなく途中の製作過程等も活用したりすることが大切である。また、ポートフォリオ法やパフォーマンス評価等を積極的に活用していくことも考えられる。

### 4 「知識・理解」

「知識・理解」は、各教科において習得すべき知識や重要な概念等を児童生徒が理解しているかどうかを評価するものである。新しい学習指導要領においても、現行の「知識・理解」の趣旨を踏まえた評価を引き続き行うことになる。

新しい学習指導要領では、思考力・判断力・表現力等を育成するために、基礎的・基本的な知識・技能を活用する学習活動が重視され、一層、指導計画とともに習得すべき知識や重要な概念等とは何なのかを明確にし、どのような資料をどのように活用して、どの段階で、どう判断するのかなどについて評価計画を準備しておく必要がある。また、評価結果を指導に生かすことが重要であるため、知識・理解が不十分な場合には、様々な手だてを講じて習得すべき知識や重要な概念等を身に付けさせることも必要である。

「知識・理解」の評価では、ペーパーテスト法を用いることが多いが、文章記述等を取り入れた自己評価や相互評価も併せて活用していくことが考えられる。

### 5 言語活動の充実

新しい学習指導要領において、論理や思考等の基盤である言語の果たす役割を踏まえ、言語活動を充実することとしている。

言語活動は、思考力・判断力・表現力を支える基盤となる言語能力の向上を目的とし、各教科の基礎的・基本的な知識・技能を活用する学習活動に伴って行う一連の活動を充実させることで実現する。その学習評価においては、内容等に即して思考・判断したことを表現する一体的な評価を行う「思考・判断・表現」の観点を中心に、「知識・理解」「技能」「関心・意欲・態度」等において行う必要がある。

言語活動の充実を図るための評価に当たっては、次の点に留意して行う。

(1) 学習活動から評価の観点を見極める。

評価するに当たっては、単に文章、表や図に整理して記録するといった表面的な現象

を捉えるのではない。知識・技能を活用しつつ、各教科の内容等に即して思考・判断したことを、記録、要約、説明、論述、討論といった言語活動等を通じて評価することが重要である。また、一連のまとまった学習活動として言語活動は成立するので、同じ思考力・判断力・表現力でも評価の着眼点となる規準が違ってくことを理解し、当該単元で何を評価するかを決定しておく。

(2) 教育課程全体に言語活動を位置付け、計画的に評価を行う。

各学校は、実態等を考慮して適切な教育課程を編成し、教育課程全体で言語活動の充実を図る必要がある。そのため、教科等の年間指導計画に明確に位置付けるとともに、共通する言語活動を関連付けるなどして、教育活動を通して定着するように評価を繰り返すようにする。

(3) 結果だけでなく、学習の過程を重視する。

思考・判断の結果だけでなく、その過程を含め評価することが重要である。例えば、結果として、報告文が書けることだけではなく、習得した知識や技能を生かしながら課題を解決し、自己表現としてまとめあげ、他者と交流し合い自己評価していく課題探究の過程に対応した評価を考えることが大切である。

## 6 伝統と文化に関する学習の充実

伝統や文化に関する教育については、平成18年の教育基本法の改正により、教育の目標に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が規定されたことにより、新しい学習指導要領において、国際社会において重要な役割と交流を推進する日本人としての資質形成とともに自己の生き方を深めることをねらいとする、伝統と文化に関する学習の充実が示されている。

各教科等の指導において、新しい学習指導要領の趣旨と内容を踏まえつつ、地域や児童生徒の実態を考慮した創意工夫ある伝統や文化に関する学習の充実を図っていくことが大切である。

実際の指導と評価に当たっては、次の点に留意して行う。

(1) 伝統や文化に関する教育課程と学習指導を組織的に関連付けて取り組む。

新しい学習指導要領では、総則や各教科、総合的な学習の時間等で伝統や文化に関する教育内容や学習活動が示されている。単独に教科だけで実施するのではなく、教育課程全体を見通した指導を行うとともに、知識のみを学ぶことにならないように、言語活動を含む体験活動を取り入れた指導を工夫することが重要である。児童生徒、保護者、地域との連携に基づき、各教科等の関連を図り、特色ある教育課程を編成することが必要である。

(2) 指導の改善に向けてPDCAサイクルに基づいて学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図る。

体験的な学習を通して学んだ成果を他に生かすことができるよう、事前指導や事後指導を工夫することが重要である。例えば、学んだ伝統や文化のよさを自ら発信したり、他の文化のよさを共有できるような、児童生徒が相互発信する場を設定したりすることも考えられる。さらには、学習過程と教材を工夫して身近な内容から国際的な内容へと発展する指導も必要である。児童生徒の学習評価とともに、教師の指導改善に向けての評価をしていくことが重要である。

## 7 道徳教育の充実

平成18年に改正された教育基本法第2条において「道徳心を培う」ことが明記され、新しい学習指導要領では、道徳教育について、道徳の時間を要として、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動のそれぞれの特質に応じて、学校の教育活動全体を通じて行い、その充実を図ることが示された。道徳教育は、児童生徒が人間としての在り方を自覚し、よ

りよく生きるために、その基盤となる道徳性を育成しようとするものである。

教育における評価は、常に指導に生かされ、結果的に児童生徒の成長につながるものでなければならない。道徳教育の評価についても、常に児童生徒の道徳性の実態を把握して指導に生かすよう努める必要があり、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする学習指導要領にも示されている。表面に表れた一断面だけで評価するのではなく、一人一人の児童生徒の内面が、どのように成長したか、あるいはどのような指導の結果として現在の姿があるのかなど、内面形成及び指導の過程も含めて広い視野から評価することが大切である。

道徳教育の充実と児童生徒の道徳性の評価に当たって、次の点に留意して行う。

- (1) 確かな児童生徒理解に基づく道徳性の評価を心掛ける。  
道徳性を育成する上で、児童生徒一人一人の人格をその全体像において理解した上で、指導することが求められている。教師と児童生徒の温かな人格的な触れ合いやカウンセリング・マインドに基づいて、共感的に理解されるべきものである。
- (2) 各学年段階に示されている内容項目等を観点として評価を行う。  
学習指導要領に示された各学年段階の内容項目に照らして、児童生徒がどのように自らの道徳性を育てていったかを見取ることが必要である。また、特に重点を置いて指導した内容項目について、どのように身に付いていったかを評価することも重要である。
- (3) 児童生徒をできるだけ多面的に捉える評価方法を工夫する。  
観察や面接による方法、質問紙、作文や生活ノート等、様々な方法が考えられる。それぞれの評価方法の特徴を生かして、いくつかを併用して行うことが望ましい。  
なお、指導要録に道徳の評価について個別の欄は設けられていないが、「行動の記録」の欄においては、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校全体にわたって認められる児童生徒の行動について評価することとなっている。「基本的な生活習慣」「思いやり・協力」「生命尊重・自然愛護」「勤労・奉仕」など、行動の記録での評価項目はいずれも道徳教育と密接な関連があり、その評価に際しては、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育、特に要としての道徳の時間における評価を十分に踏まえながら、「行動の記録」の各項目について、児童生徒一人一人のよさに着目し、伸ばす観点から評価を進めることが重要である。

## 8 体験活動の充実

体験活動の充実は、中央教育審議会答申（平成20年1月）を踏まえ、新しい学習指導要領においても示された。親や教師以外の地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、社会奉仕体験活動などの体験活動は、他者、社会、自然、環境との直接的な関わりという点で極めて重要である。体験活動においては、思いやりの心や規範意識が育まれ、社会性や豊かな人間性、論理的思考力の基礎等が形成されるため、学校の教育活動全体を通して各教科や特別活動や総合的な学習の時間などさまざまな体験活動の充実が必要である。そこで、各学校においては、児童生徒や学校、地域の実情等を踏まえ、教育目標の達成に資する観点からまとまりのある体験活動を適切に計画・実施することが期待されている。

実際の指導と評価に当たっては、次の点に留意して行う。

- (1) 活動内容の把握、活動計画の立案、実際の活動、振り返りといった活動の段階において、指導改善に効果的に結び付く評価方法を工夫する。  
新しい学習指導要領において、体験活動がその場限りの活動で終わらないことが重視されている。そのためには、活動の事前ではねらいや意義を理解させ、事中では活動についてあらかじめ調査や準備をすることによって意欲をもって活動ができるようにし、事後では振り返りを文章でまとめたり、伝え合ったりするなど、体験活動における適切な指導がなされたかを確実に評価しながら改善することが必要である。さらに、体験活動の様々な場面において、全教職員が気付いたことを省察し、組織的・系統的に評価し

改善したりしていくことが重要である。

(2) 目標に準拠した評価を重視するとともに、児童生徒の成長の姿を積極的に認める。

体験活動において児童生徒の学習状況を評価する場合は、活動の単元等のある一定程度の期間の中において、適切に設定した時期に、目標に準拠した評価を基本とする。それだけでは十分に捉えたり示したりできない児童生徒一人一人のよい点や可能性、また進歩の状況等についても評価する必要から、個人内評価を実施することが適当である。

また、児童生徒自身が体験活動に主体的に取り組む意欲を高めるため、自己評価や相互評価を取り入れ、評価方法等の工夫・改善を進めていくことが大切である。

なお、新しい学習指導要領において、特別活動の各活動や学校行事に新たに目標が設定されたことから、各学校においては、評価の観点を設定し、その観点到照らして実現状況の評価を行う。